# 盛土規制法関係手続の 電子申請手引

# 令和7年5月版 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

# はじめに

大分県では、申請者の利便性向上を図るため、各種手続きの電子化に取り組んでいます。

盛土規制法の関係手続に関する申請についても、電子申請 システム「Grafferスマート申請」を利用して行うことができ ます。

この手引きでは、盛土規制法関係手続の電子申請に関する方法を説明します。

※大分市全域と、別府市の宅地造成等工事規制区域における 盛土・切土に関する工事は除きます。

※注意事項

- 「盛土規制法運用の手引」の最新版を確認し、添付資料等を 準備してください。
- 図面等の添付ファイルの形式はPDF形式とします。zip形式に まとめることも可能ですが、1ファイルあたり10MBになるように作成してください。添付するファイルの容量は、合計で 100MB以内で準備してください。
- 一部の手続きには手数料の納付が必要です。電子申請による 支払は、キャッシュレス(クレジットカード又Pay-easy)又 は現金払い(納入通知書)で行うことができます。キャッ シュレス払いでは、レシートや領収書は発行できません。

# 目次

1.	電子申請の流れ	•••	4
2.	事前準備	•••	5
	事前協議 添付ファイル作成	•••	6 7
3.	手数料の支払いについて 手数料の支払い方法 手数料支払い詳細(クレジットカード編) 手数料支払い詳細(ペイジー編) 手数料支払い詳細(納入通知書編)	•••• ••• •••	8 10 11 13 15
4.	電子申請システムの利用方法 ログイン方法	•••	16
5.	<ul> <li>申請フォームの入力</li> <li>(1)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請</li> <li>(2)土石の堆積に関する工事の許可申請</li> <li>(3)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請</li> <li>(4)土石の堆積に関する工事の変更許可申請</li> <li>(5)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請</li> <li>(6)土石の堆積に関する工事の確認申請</li> <li>(7)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請</li> <li>(8)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告</li> <li>(9)土石の堆積に関する工事の定期報告</li> <li>(10)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出</li> <li>(11)土石の堆積に関する工事の届出</li> <li>(12)擁壁等に関する工事の届出</li> <li>(14)特定盛土等に関する工事の届出</li> <li>(15)土石の堆積に関する工事の属出</li> <li>(16)特定盛土等に関する工事のの属出</li> <li>(17)土石の堆積に関する工事の変更届出</li> <li>(18)宅地造成等に関する工事の変更届出</li> <li>(19)宅地造成等に関する工事の属出の変更届出</li> <li>(20)擁壁等に関する工事の届出の変更届出</li> <li>(21)宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届</li> </ul>		2369256791345670257902
6.	申請後	•••	64
	問い合わせ先	•••	65

# 電子申請の流れ

原則、工事主が申請者となります。工事主から委任を受けた代理人が申請手続きを 行う場合は、委任状が必要です。

大分県からの申請内容に関する連絡は、申請者が個人の場合は申請者に、法人又は 団体の場合は、申請フォーム内の「連絡担当者名」に入力されている者に行います。

申請者	都市・まちづくり推進課
<ol> <li>①下記記載のメールアドレスに申請に必要な資料等を送付メールの件名は、6ページをご覧ください。</li> <li>【アドレス:morido-shinsei@pref.oita.lg.jp】</li> </ol>	赤枠内の手続きは、6頁に記載の事前 協議が必要な申請を行う場合のみ必要 です。その他の申請を行う場合は、事前 協議不要ですので、④からとなります。
	②必要書類のチェック
	③メールで修正指示等を連絡
④電子申請(Graffer)フォーム から電子申請 (申請様式の情報のみ入力。その他図面 等は電子データを添付)	
	<ul> <li>⑤(手数料支払いが必要な場合)</li> <li>手数料支払を依頼</li> <li>※申請内容に修正が必要な場</li> <li>合は、メールにて指示等を行う。</li> </ul>
<ul> <li>※修正が必要な場合は、修正後、再度④の申請を行う。</li> <li>⑥(手数料支払いが必要な場合) 手数料納付</li> <li>(キャッシュレス又は納入通知書)</li> </ul>	
	⑦(手数料支払いが必要な場合) 納付確認
	⑧審査
	<ul> <li>⑨電子申請システムにて、交付物</li> <li>(許可証等)をアップロード(原本は 郵送)</li> </ul>
10交付物をダウンロード 許可証を受領	

※「③メールで修正指示等を連絡」での修正が完了するまで、①~③を 繰り返す。



# 事前協議

# メールでの事前協議

- 下記に示す一部の申請(その他の申請等は、事前のメール送付は不要で す。)は、電子申請システムによる申請を行う前に、下記に記載のメールア ドレスに、申請書類及び設計図書等を添付したものを送付し、審査担当者に よる内容の確認を受けてください。
- 送付先メールアドレス

メールアドレス:morido-shinsei@pref.oita.lg.jp

事前協議が必要な手続き

	手続き名	メールタイトル
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 許可申請	【提出日】宅造許可(工事場所の市町村名)
2	土石の堆積に関する工事の許可申請	【提出日】土石許可(工事場所の市町村名)
3	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 変更許可申請	【提出日】(許可番号)宅造変更許可(工事場所 の市町村名)
4	土石の堆積に関する工事の変更許可申請	【提出日】(許可番号)土石変更許可(工事場所 の市町村名)

メールタイトルの例:【20250501】宅造許可(中津市)

中津市内で予定している、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請の事前協議メールを、2025年5月1日に、送付する場合

添付ファイル作成

# 申請図書及び設計図書等の準備

- ・申請図書及び設計図書を「盛土規制法運用の手引(最新版)」を参考に作成して ください。
- ・ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
- ・添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
- ・添付ファイルが100MB以上になった場合は、電子申請時には合計100MB以内の ファイルを添付し、残りはメールにて提出願います。



# 手数料の支払いについて

# 手数料支払いが必要な手続

【以下の手続きを行う場合は、手数料の支払いが必要になります。】

- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
- ・土石の堆積に関する工事の許可申請書
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
- ・土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請

# 【手数料額一覧】

手巻きの	区八	宅地造成又は特	<b>持定盛土等工事</b>	±	石の堆積工事
		許可申請手数料	中間検査手数料	許	可申請手数料
500㎡以内		21,000	10,000		16,000
500㎡を超え1000㎡以	以内	32,000	11,000		18,000
1000㎡を超え2000㎡	以内	44,000	12,000		21,000
2000㎡を超え3000㎡	以内	62,000	13,000	24,000	
3000㎡を超え5000㎡	以内	72,000	15,000		34,000
5000㎡を超え10000r	n省以内	96,000	16,000		37,000
10000㎡を超え20000㎡以内		150,000	17,000		44,000
20000㎡を超え40000㎡以内		228,000	18,000		58,000
40000㎡を超え70000	)m <sup>°</sup> 以内	354, 000	20,000		78,000
70000㎡を超え10000	00m省以内	498,000	26,000		114,000
100000㎡を超える		642,000	27,000		138,000
ਸ ਤ	変更許可申請き	手数料(面積=盛土,切	土又は土石の堆積をす	る面積)	
   1 面積の増減なし 	従前の面積に対	¦応する手数料額×1/10	(設計変更がある場合)		
2面積の減少	減少後の面積に	ニ対応する手数料額×1/1	0		
<ul> <li>③ 面積の増加</li> <li>③ 面積の増加</li> <li>③ 面積の増加</li> <li>③ 従前の面積に対する設計変更がない場合)</li> <li>② 従前の面積に対応する手数料額×1/10+増加した面積(料額(従前の面積に対する設計変更がある場合)</li> </ul>			合) 0+増加した面積に対応す る場合)	「る手数	最高限度額 ・宅地造成又は特 定盛土等工事 :642,000
4面積の増減	従前の面積から 面積に対応する	減少分を差し引いた面積に う金額	ニ対応する金額×1/10+	-増えた	・土石の堆積工事 :138,000
5その他の変更	設計の変更及び	「面積の増減を伴わない変更	10,000 톤 ※1~4と同時に変更の 加算	の場合は	

# 手数料の支払い方法

電子申請を行う場合、手数料の支払いは以下の方法で行えます。 各支払方法の詳細は、次頁以降をご覧ください。

- キャッシュレス払い
  - 支払い手段
    - > クレジットカード
       > ペイジー(ATM又はインターネットバンキングで支払い)
  - 支払い時期
    - 手数料額確定後、申請時に登録したメールアドレスに支払い依頼メールを送付します。
       ※入金確認後本審査を行いますので、速やかに支払いをしてください。

※ 注意:キャッシュレス払いの場合、領収書等の発行はできません。
 ※ クレジットカードで支払う場合は、申請を行う者の名義のカードで支払ってください。

現金払い(納入通知書)

- 支払い時期
  - 手数料額確定後、申請時に指定した住所に納入通知書を送付します。
     納入通知書発行の日から15日以内(大分県会計規則第27条第5号)に
     支払いを行ってください。
- 支払い方法
  - 金融機関又はコンビニで支払い(支払額が、30万円以上の場合は、コンビニ支払いは利用できません。)

※電子申請を利用する場合、証紙での支払いはできません。

# 手数料の支払い詳細(クレジットカード編)

【注意事項】

- 電子申請によるクレジット決済の場合、領収書等の発行はできません。
- 委任を受けた代理人が申請をする場合は代理人の名義、工事主が申請をする場合は工事主の名義、のクレジットカードで決済をおこなってください。(クレジットカードの名義=申請を行う者の名義です。)
- 決済手数料はかかりません。
- 電子申請フォーム入力時に、キャッシュレス払いを選択します。

	入力の状況	92%
入力フォーム	<u>_</u>	
手数料の支	私いについて	
希望する手数料の	の支払い方法を選択してください。	
キャッシュレス払いで	こは、以下の方法が可能です、後日、登録メールアドレスに支払い	)位期を送
可します。 ・クレジットカード		
・ペイジー 現金払い (納入運知書	8) の場合は、後日、納入通知書を郵送します。	
ギしくは「感土現制法	明陽手続の宅子申請手引き」をご覧ください。	
<ul> <li>● +ヤッシュ</li> </ul>	コレス払い	
○ 現金払い	(納入通知書)	
	次へ進む	
2 申請後 請時に いな頼	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容	電子 電子 こ、支打
2申請後 請時に い依頼 URLにア	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 ?クセスします。	電子 に、支打 了確認
2申請後 請時に: い依頼 URLにア	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 ?クセスします。	電子 に、支打 客確認(
2 申請後 請時に い依頼 URLICア	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。	電子 に、支打 学確認行
2)申請後 請時に: い依頼 URLICア 地造成又は特定	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 クセスします。 <sup>2</sup> クセスします。	電子 に、支打 学確認?
2)申請後 請時に: い依頼 URL(こア	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。	電子にこ、支打
2)申請後 請時に: い依頼 URLICア 地造成又は特定 ************************************	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 クセスします。 ***********************************	電子 5、支打 客確認行
2)申請後 請時に い依頼 URL(こう 地造成又は特定 エ Photelvem コロンロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロロ	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。	電子にこ、支持
<ol> <li>申請後 請時に: い依頼 URLICア</li> <li>地造成又は特定</li> <li>1000000000000000000000000000000000000</li></ol>	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。 ***********************************	電子 5、支打 客確認?
2)申請後 請時に: い依頼 URLICT 地造成又は特定 2024年12月16 10:000月 10:000月 10:000月 10:000月 10:000月	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。	電子に、支持
<ol> <li>申請後 請時に: い依頼. URL/こア</li> <li>地造成又は特定</li> <li>第一2024年12月16日</li> <li>第一2024年12月16日</li> <li>第一2024年12月16日</li> <li>第一2024年12月16日</li> <li>第一2024年12月16日</li> <li>第一2024年12月16日</li> <li>第二2024年12月16日</li> <li>第二30日</li>     &lt;</ol>	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。 ***********************************	電子 に 文 子 確認 る い 体頼の お
<ol> <li>申請後 請時に: い依頼 URLICT</li> <li>地造成又は特定</li> <li>ごのになります。</li> <li>このになります。</li> <li>このの月 日本試 ののの月</li> <li>日本試 ののの月</li> <li>日本試 ののの方 月</li> <li>日本 ののの方 月</li> <li>日本 ののの 月</li> <li>日本 ののの 月</li> <li>日本 のの のの 月</li> <li>日本 のの のの 月</li> <li>日本 のの のの 月</li> <li>日本 のの のの 月</li> <li>日本 のの のの 月</li> <li>日本 のの のの 月</li> <li>日本 のの のの 月</li> <li>日本 のの のの の の の の の の の の の の の の の の の の</li></ol>	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。	電子F こ、支 子確認 Aい依頼のお Aい依頼のお
<ol> <li>申請後 請時に: い依頼 URLICT</li> <li>地造成又は特定</li> <li>ジロににて</li> <li>ジロにてて</li> <li>ジロになる</li> <li>ジ</li></ol>	、大分県が内容を確認し、 登録したメールアドレスに メールを送付します。内容 っクセスします。 *盛士等に関する工事の許可申請書【テスト】支ま は grantecp 目 (7) 1429 生母に関する工事の許可申請書【テスト】」のまたいをけってください、 ************************************	電子F こ、支打 客確認イ ALV依頼のお

③アクセス後、「支払いに進む」をク リックします。

明細 日時 有日 全額 合計 0 m 支払い一覧 150,000 円 244 小時 254 (工業) 3 自 詳細を確認 の の の の の の の の の の の の の	申請基本情報	申請内容 支払い情報	Ē		
マリア・       第目       金額         合計       0 m         支払い一覧       ③         150,000 円       変払い時ち       ③         ●       第日       ④         150,000 円       変払い時ち       ③         ●       第日       ④         ●       第日       ③         ●       第日       ④         ●       第日       ④         ●       第日       ●         ●       第日       ●         ●       第日       ●         ●       ○       ○         ●       ○       ○         ●       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○       ○       ○         ●       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○       ○<	<b>HB</b> \$ <b>#</b>	-	40		
たまままでは、「「「「「」」」」」」   たまままでは、「「」」」」   たまままでは、「「」」」」   たままままでは、「「」」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」」」   たままままでは、「」   たままままでは、「」」   たままままでは、「」」   たままままでは、「」   たままままでは、「」   たままままでは、「」   たままままでは、「」   たままままでは、「」   たままままでは、「」   たままままでは、「」   たまままままでは、「」   たままままでは、「   たままままでは、「   たままままでは、「   たままままでは、「   たままままでは、   たままままでは、   たままままでは、   たままままでは、   たままままでは、   たまままます   たままままでは、   たまままます   たまままます   たまままます   たまままます   たまままます   たまままます   たままままます   たまままます   たままままます   たままままます   たまままます   たままままます   たまままます   たままままます   たままままます   たままままます   たままままます   たままままます   たまままままます   たまままままます   たままままままままままままままままままままままままます   たまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	日時	费目		金	額
支払い一覧         150,000 円       支払い前ち       ③         ● 「日本で確認       ③         ● 「日本で確認       ③         ● 「日本で確認       ●         ● 「日本ででは       ●         ● 「日本では       ●			合計	0	m
150,000 円       10000 円       100000 円       1000000 円       100000 円       1000000 円       100000 円       100000 円       1000000 円       100000 円       1000000 円       1000000 円       1000000 円       1000000 円       1000000 円       1000000 円       1000000000000000000000000000000000000	支払い一覧				
回 詳報を確認   ●内容を確認し、支払方法の「クレジット カード」を選択し、クレジットカード情 を登録します。   ** **********************************	150,000 円 🗴	出い待ち <u>支払いに運む</u>	3		
の内容を確認し、支払方法の「クレジット カード」を選択し、クレジットカード情 を登録します。 **、**********************************				自詳細を確認	3
	)内容を確	認し、支払		「クレジッ	••
構図 金額 (全面) 外可中間子数34 150,000 円 戸蔵税 150,000 円	の内容を確 カード」 を登録し	記し、支払 を選択し、 ,ます。	、方法の クレジッ	「クレジッ ットカード	・ ・ ・ 作
(全部) 許可世報子数24 150,000 円 示課税 150,000 円		E認し、支払 を選択し、 ,ます。 <sup>couz</sup>	、方法の クレジッ	「クレジッ ットカード	・・ ハート ビ 竹
a-2869 150,000 PS	内容を確 カード」 を登録し <sup>(本) (42)(1)</sup> (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	記し、支払 を選択し、 ,ます。 <sup>comma</sup> ♥☆I⇔oyT019#3#8 (テスト 認	、方法の クレジッ	「クレジッ ットカード	・ ・
	<ul> <li>内容を確 カード」</li> <li>を登録し</li> <li>スノ442701、メシン498</li> <li>法いの明編</li> <li>法しいの明編</li> <li>(との) 3天04月7日24</li> </ul>	記し、支払 を選択し、 ↓ます。	本方法の クレジッ	「クレジッ ットカード 190,000 m	2 1
	<ul> <li>ウ内容を確 カード」</li> <li>を登録し</li> <li>-%、(#4781)、(************************************</li></ul>	E認し、支払 を選択し、 ,ます。 <sup>*#Ⅱ</sup> <sup>*★Ⅱ+00<sup>f</sup><sup>10</sup><sup>1</sup>##<sup>#</sup> (Fスト</sup>	ム方法の クレジッ 1	「クレジッ ノトカード 190,000 m 150,000 m	
<ul> <li>         ・クレジットカード         ・         ・         ・</li></ul>	<ul> <li>内容を確 カード」</li> <li>を登録し</li> <li>スノモスロノクシン・クロード」</li> <li>なび録録し</li> <li>スノモスロノクシン・クード</li> <li>(との) 第50円増子取4</li> <li>(との) 第50円増子取4</li> <li>(この) 第50円増子取4</li> <li>(この) アンジントカード</li> </ul>	記し、支払 を選択し、 ↓ます。 ☆ ☆I+Oが印ま## (テスト	A方法の クレジッ 1	「クレジッ ットカード 150,000 /f 150,000 /f	
	<ul> <li>内容を確 カード」 を登録し</li> <li>ネノモロアリノシン・クロード」</li> <li>本ノモロアリノシン・クロード」</li> <li>法いの明編</li> <li>オロー・シン・クロード</li> <li>クレジットカード</li> <li>ペイジー</li> </ul>	E認し、支払 を選択し、 ,ます。 <sup>***™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>**™</sup> <sup>*</sup>	A方法の クレジッ 1	「クレジッ ットカード 190000 P	
	<ul> <li>内容を確 カード」</li> <li>を登録し</li> <li>************************************</li></ul>	E認し、支払 を選択し、 ,ます。 <sup>**#■</sup> <sup>**#■</sup> <sup>**#■</sup>	A方法の クレジッ コ	「クレジッ ットカード 190,000 m 150,000 m	



#### ⑤「以上の内容で支払いを実行する」を クリックします。

⊘ 支払い方法を更新しまし	った。	
を払いの明細		
費目		<u>38</u>
(宅造) 計可申請手敬和		150,00017
	合at	150,000 P
	非國知	150,000 F
を払い方法		
支払い方法の選択 🚥		
クレジットカード		
0 1415-		
クレジットカード設定		
5一下種別 1984		
カード株号 *******4242		
	変更する	

# ⑥支払済みになったことを確認します。

申请基本情報	申請内容	支払い情報	<b>股</b>	
明細				
日時	費目			金額
024年12月17日 4:28	(宅造)	許可中請手	数科	150,000円
			合計	<b>150,000</b> 円
			非課税	150,000 円
支払い一覧				

#### ⑦登録済みのメールアドレスに決済処理 完了のお知らせメール送付されます。 手続き終了まで保管してください。

★ 宅地造) 素出人 送信日時 10 (2件)	<b>見又は特定盛士等に関する工事の許可申請書【テスト】 決済処理完了のお知ら1</b> *Nonephysmellgamerin目 2024年12月17日 (X0 14:28 - 1
「毛地造成又	2特定盛土毎に関する王事の許可申請書【テスト】」について、申請者の決済処理が完了しました。
<ul> <li>申請の種類 学が決成又</li> </ul>	は特定時上当に開する丁書の行動市成功(テスト)
• 決濟金額	and the second
150,000 F	
■ 申請面弓 2070-200	1-1206-7461984
<ul> <li>決済実行日</li> </ul>	商
2024-12-	7.14120(30
※ 本メールは ※ 本オンライ ※ こ不明点や	鉄座専用アドレスからお洗りしています。ご飯保いただいても登録できかねます。 シキ属サービスは、株式会社グラファーが大分県会会サービスとして運転しています。 ご園前は、大分県で受け付けています、大分県まで自然時間に合わせてださい。
▼ 这信者CR	する價級
MJUIC 在クラ Copyright ©	Graffer, Inc.

#### ※ 手数料入金確認後、本審査を行います ので、速やかに支払いをしてください。

#### 手数料の支払い詳細(ペイジー編) 【注意事項】 電子申請によるペイジー決済の場合、領収書等の発行はできません。 振込手数料はかかりません。 ①電子申請フォーム入力時に、キャッ ③アクセス後、「支払いに進む」をク シュレス払いを選択します。 リックします。 申請一覧 / 申請詳細 17-00001 宅地送成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テ スト] 入力の状況 0.286 申請基本情報 申請内容 支払い情報 入力フォーム 手数料の支払いについて 明細 希望する手数料の支払い方法を選択してください。 日時 書目 金額 キャッシュレス払いでは、以下の方法が可能です。後日、登録メールアドレスに支払い依頼を送 付します。 合計 0円 - クレジットカード · 1413 現金払い(納入通知書)の場合は、後日、納入通知書を郵送します。 支払い一覧 詳しくは「感土規制法則係手続の電子申請手引き」をご覧ください 150,000 円 支払い待ち 支払いに進む () キャッシュレス払い 3 自詳細を確認 ()現金払い(納入通知書) 次へ進む ( 戻る ②申請後、大分県が内容を確認し、電子申 ④内容を確認し、支払方法のペイジー 請時に登録したメールアドレスに、支払 を選択し、「ペイジー支払いの発行に い依頼メールを送付します。内容確認後、 進む」をクリックします。 URLにアクセスします。 宅地油成又は特定盛土等に回する工事の許可申請書【テスト】 支払い依頼の確認 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書【テスト】支払い依頼のお知らせ 支払いの明細 : Encrepty@mail.graffer.jp 团 : 2024年12月16日 (月) 14:29 送信日時 (主義) 打可中請手取為 in 大分県「宅地造成又は特定盛士等に関する工事の許可申請書【テスト】」の支払いを行ってください。 合;t 150,000 15 申請の種類 宅地通路又は特定盛士等に関する工事の町可申請書【テスト】 10.2% 50.000 F 合計金額 150.000円 支払い方法 申請器号 2070 2001 1206 7461984 支払い方法の施沢 🚥 ○ クレジットカード 支払い依頼日時 2024-12-16 14:29:45 與下のURLたら支払いを行ってください。 ttps://sandbox-ttzk.graffer.jd/smart-apply/applications/20702001120574619847tab=PAYMENT ( N-15-\*\*13-33.UMM (4) ■ 大分県からのメッセージ ペイジーで支払う場合は、インターネットパンキング、またはAIMのキャッシュカードで支払いをお願いします。 ペイジーの支払いため考な情報が実行 されていませ、 ペイジー支払いの発行に進む ※本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いたたいても受信できかねます。 ※本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーバ大分増公式サービスとして遭望しています。 まご不知点やご園は、大分場に受け付けています、人分差まで自由た間からわせください。 ▼ 送信者に関する信報 株式会社グラファー

# 手数料の支払い詳細(ペイジー編続き)

⑤電話番号及びメールアドレスを入力し、 「内容の確認へ進む」をクリックします。

m.				20
	¥BN.		71	50.00017
		合計	150,	000 m
		-#Farm	10	R. 600 PE
と払い方法				
ella vistas	<b>N</b> 19	一支払い情報の入力	14	
ा जार (ता	1888年 111			
<ul> <li>~4</li> </ul>	0975064692		0	
×	ールアドレス 🚥			
HI THE A	2.8pref.oita	lg.jp	0	
	キャンヤルする	Pigow.	tir⊛in	1.77
			- 10	
	100-101-0			

⑥内容に間違いがなければ、「この内容 で登録する」をクリックします。



⑦収納機関番号・お客様番号(納付番号) ・確認番号等が表示されます(表示され た情報は、メモ等を取ってください。)。

国い方法の温沢	es.	
○ クレジットカ	1-F	
いてら 支払い情報		
1 支払いの	D手続きを進めてください	
AIMPT 29-4	ネットパンキングから変払いの手続きを進めてくたさい。	
ATM(PTンターイ 詳しくはこちらを	Rットバンギンクから支払いの手続きを進めてください。 EC確認ください。	
ATMN-4 シジーイ 詳しくはこちらを 戦略最考	ルットバンキングから交払いの手続きを使めてくたさい。 とご確認ください。 0975064692	
AIDTOオンシーイ 詳しくはこちらも 戦怒音号 メール	Rットパンキングから支払いの手続きを進めてくたさい。 27確認ください。 0975064692 20hpref.oita.lg.jp	
AIM(マオンダーイ 詳しくはごちらを 載記品句 メール の防機製品句	Rットパンキングから交払いの手続きを進めてくたさい。 ご確認ください。 0975064692 2@pref.oits.lgjp	
AIR(マオンターイ 詳しくはこちらを 転び番号 メール の時機製番号	Rットパンキングから支払いの手続きを使めてくたさい。 20世後のだととい。 0975064692 20bpref.oita.lg.jp	
ATM(マオンジーイ 詳しくはごちらを 転び番号 メール の防御録高号 お客切番号	PVFハンキンクから支払いの手続きを進めてくたさい。 2/推奨などさい。           0975064692           2/mpref.oita.lg.jp	
ALIN(マインゲーイ 詳しくはごちらを れび品号 メール の訓練記品号 約本記号 調約系号 5次払い発明	PDFトバンキンクから支払いの手続きを使めてくたさい。 cご確認ください。 0975064692 2億pref.oita.lg.jp 2024/12/30	



※ 上記メール画像はイメージです。

※ 手数料入金確認後、本審査を行いますので、速やかに支払いをしてください。

# 手数料の支払い詳細(納入通知書編)

【注意事項】

クレジットカード又はペイジーでの納付が困難な方は、納入通知書での納付になり ます。電子申請の場合、収入証紙での支払いはできません。



# 電子申請システムの利用方法

盛土規制法関係手続に関する申請は、電子申請システム「Grafferスマート申請」を利 用して行います。

まず、パソコン等から大分県 都市・まちづくり推進課のホーム ページにアクセスし、申請を行う手続きを選択します。

大分県トップページ>組織からさがす>土木建築部>都市・まちづくり推進課> 「盛土規制法に関すること」から申請ページをクリックしてください。

下記URL又はQRコードから直接アクセスできます。

# URL

http://cms2020.ncsv.pref.oita.jp/co ntrol/preview/site/index.php?sub\_i d=1004342&lif\_id=2296350





(1) ログイン (アカウントの新規登録方法は次頁をご確認ください。)

- ※ アカウント登録せずに申請することも可能ですが、アカウント登録することで、再申請をする 際に以前の申請情報を再利用することや、過去の申請を確認することができます。
- ※大分県HPから、申請を行う手続きを選択すると、ログインを求められますので、以下に記載の 方法に従ってログインをしていください。

アカウントにログインを行います。

ログイン方法は、①Googleアカウント ②LINEアカウント ③メールアドレスの3つから選択できます。ここでは、③メールアドレスによるログインを示します。

「新規登録またはログインして申請」を選択



# 「メールアドレスでログイン」を選択し、登録情報を入力します。

	<b>Graffer</b>	
	スマート申請	
	大分県 ログイン	
	Grafferアカウントをお持ちの方	
G	Googleでログイン	
0	LINEでログイン	
<u>,</u>	メールアドレスでログイン	
	ログイン方法について数えてください	
	GEZIDTOTAVES	

その他の方法でログインをされる方については、以下のURLを参照ください。 https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184759.html

# (2) アカウントの新規登録

・Grafferアカウントを持っていない場合、メールアドレスを利用して、無料で登録することができます。

※「アカウント登録せずにメールで申請」でも、申請は可能ですが、登録することで、再申 請時に申請情報の再利用が可能となり、過去の申請を確認することができます。

1.「新規登録またはログインして申請」を選択し、Grafferアカウントを作成する 新たにGrafferアカウントを作成します。

17-0000	)1 宅地造成又は特定盛土等に関す の許可申請書【テスト】
	入力の <del>状</del> 況 (
大分県の「17 【テスト】(	<sup>7-00001</sup> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 支払い方法追記)」のオンライン申請ページです。
	Grafferアカウントを利用する方
02-	インしていただくと、中語書の一時保存や中境部度の確認ができます。 新規登録またはログインして申請
	a Zhia
	Grafferアカウントを利用しない方
	メールアドレスの確認のみで申請ができます。 一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。
	マカウント登録せずにメールで申請

2.「新規アカウント登録」を選択します。

	大分県 ログイン
	Grafferアカウントをお持ちの方
<u>Grafferアカウン</u>	∠ト規約 【 ブライバシーポリシー 【 をお読みの
うえ、同意して	コグインしてください。
G	Googleでログイン
•	LINEでログイン
<b></b>	メールアドレスでログイン
	1グイン方法について教えてください  【 2
	大分県のサービスにGビズIDでログインする
	Grafferアカウントをお持ちでない方
Grafferアカウン	トに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認が
できます。アカ	うント登録は無料です。 
	新規アカウント登録

# (2)新規アカウント登録(続き)

3.情報を入力します。

※申請内容の修正指示等の連絡は、ここで登録したメールアドレスに行います。

姓。		名 🛤	
メールアドレス	0 <u>9</u>		
パスワード 🎍	R.		
パスワード 🙆 8文字以上50文字以	■ 内で入力してください、	半角英数字と記号を使	用可能です
<b>パスワード ※</b> 8文字以上50文字以	■ 内で入力してください、 示	半角英数字と記号を使	用可能です
パスワード 8文字以上50文字以	<ul> <li>内で入力してください、</li> <li>示</li> <li>ウント規約 [2] こ</li> </ul>	半角英数字と記号を使 ブライバシーポリミ	用可能です 【】をお読み

4.入力したメールアドレスあてに本登録用のメールが送信されます。

本登録用のメールにあるURLをクリックし、本登録終了後、ログインします。

5.登録した情報を使って、「(2)ログインする」に記載の方法で、ログインします。

アカウント作成に関する詳細は、下記ホームページを参照。 https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html

# (3) アカウント登録せずに申請

・アカウント登録せずに申請を行う

※ アカウント登録せずに申請することも可能ですが、登録することで、再申請時に申請情報 の再利用が可能となり、過去の申請を確認することができます。

1.「アカウント登録せずにメールで申請」を選択します。

る丁事	01 七地垣成又は特正盛工寺に関うの許可由語【テスト】
014	
大分県の「1 スト】」の2	7-00001 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請【 ンライン申請ページです。
	Grafferアカウントを利用する方
<b>□</b> 7	インしていただくと、申請問の一時保存や申请現版の確認ができます。 新規登録またはログインして申請
<u> </u>	- #7:11
	Grafferアカウントを利用しない方
	メールアドレスの確認のみで申請ができます。 一時保存や申請履歴の確認など一部後部は使えまけん。

2.申請するメールアドレスを入力し、「確認メールを送信」をクリックします。

3.入力したメールアドレスに送付されるURLから申請を行います。



# 電子申請システムからの認証メールが届かない場合

以下の原因が考えられます。

- ・メールアドレスに誤りがある 再度正しいメールアドレスを入力し、確認メールを送信してください。
- ・メールの受信可能容量が少ない
   不要なメールを削除して、再度、確認メールを送信してください。
- ・メールが迷惑メールフォルダに振り分けられている
   迷惑メールフォルダをご確認ください。
- ・迷惑メール対策の設定によりメールが届かない パソコンからのメールの受信を許可してください。
   @mail.graffer.jpを受信可能リストに追加してください。
   キャリアメール(@docomo.ne.jpなど)以外のメールアドレスをご利用ください。
- ・Graffer アカウントが登録されていない 何らかの原因により電子申請システムのアカウント(Grafferアカウント)が

登録されていない可能性があります。

あらためて電子申請システムのアカウントを登録をしてください。



# (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の許可申請

申請フォーム名:(許可)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請

必ず電子申請前に、メール(宛先: morido-shinsei@pref.oita.lg.jp)で申請書類等を 送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください(6頁参照)。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事 の許可申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入 力を行う場合は、代理人)の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事 の許可申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申 請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 申請者の情報Ⅱ

- 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。
   (「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。)
- 2. 規制法条項を入力してください。
   ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
   ※・宅地造成等工事規制区域→第12条第1項・特定盛土等規制区域→第30条第1項

# (4) 工事主の情報

1.工事主の情報を入力してください。 ※代理人が申請を行わない場合は、申請者=工事主となります。

# (5) 設計者の情報

 1.設計者の情報を入力してください。
 ※資格が必要な工事等の詳細は、盛土規制法運用の手引の「設計者の資格」をご確認 ください。

### (6) 工事施行者の情報

工事施行者の情報を入力してください。
 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

# (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

- 土地の所在地及び地番
   ※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。
   ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
   例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
- 代表地点の緯度経度
   ※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って 測量し、「度、分、秒」で入力してください。
- 土地の面積
   ※申請に関する土地の総面積を記入してください。

# (8) 土地利用等の情報

- 1. 地盤面の作成方法を選択してください。
   ※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方選択してください。
- 2.盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。) ※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
- 渓流等への該当の有無について
   ※該当する場合は「あり」を選択してください。
   ※「渓流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

# (9) 工事の概要等

- 1. 盛土又は切土をする土地の面積 ※手数料の額を算定する面積となります。
- 2. 擁壁について
  - ※11個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄 に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付し てください。
- 3. 崖面崩壊防止施設について
  - ※11個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、 「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊 防止施設の一覧表を添付していください。

4. 排水施設について

※11個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の 欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を 添付してください。

# (10) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。 ファイル名については、7頁を確認ください。

### (11) 手数料の支払いについて

1.希望する手数料の支払い方法を選択してください。 (支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)

- キャッシュレス払い
   ●クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。
   現金払い(納入通知書)
- ●後日納入通知書を郵送します。
- 2.手数料の支払者を選択してください。
   ⇒支払いを行う者の情報を入力してください。
- 手数料の支払者(代理人)の氏名又は名称(2.で「代理人」選択時のみ入力できます。)
   ※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカード で支払ってください。
   ※代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。
- 4. 納入通知書の送付先(1. で「現金払い(納入通知書)選択時のみ入力できます。) →納入通知書の送付先を入力してください。

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

連絡担当者あてに修正依頼等のメール・電話をする場合がございます。

# (2) 土石の堆積に関する工事の 許可申請

申請フォーム名:(許可)土石の堆積に関する工事の許可申請

必ず電子申請前に、メール(宛先: morido-shinsei@pref.oita.lg.jp)で申請書類等を 送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください(6頁参照)。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に「土石の堆積に関する工事の許可申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人)の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

# (3) 申請者の情報Ⅱ

1.申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

(「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。 )

 2.規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※宅地造成等工事規制区域→第12条第1項・特定盛土等規制区域→第30条第1項

# (4) 工事主の情報

工事主の情報を入力してください。
 ※代理人が申請を行わない場合は、申請者=工事主となります。

# (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

### (6) 工事施行者の情報

1.工事施行者の情報を入力してください。 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

# (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

- 1.土地の所在地及び地番
   ※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。
   ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
   例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
- 2.代表地点の緯度経度
   ※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を世界測地系に従って測量し、
   「度、分、秒」で入力してください。
- 土地の面積
   ※申請に関する土地の総面積を記入してください。

#### (8) 工事の目的及び概要

- 1. 土石の堆積を行う土地の面積 ※手数料の額を算定する面積となります。
- 2.空地の設置について

※11個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、 図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。

### (9) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
ファイル名については、7頁を確認ください。

#### (10) 手数料の支払いについて

- 1.希望する手数料の支払い方法を選択してください。 (支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)
- キャッシュレス払い
   ●クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。
   現金払い(納入通知書)
- ●後日納入通知書を郵送します。
- 2.手数料の支払者を選択してください。 →支払いを行う者の情報を入力してください。
- 5.手数料の支払者(代理人)の氏名又は名称(2.で「代理人」選択時のみ入力できます。)
   ※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカード で支払ってください。
   ※代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。
- 4. 納入通知書の送付先(1. で「現金払い(納入通知書)選択時のみ入力できます。) →納入通知書の送付先を入力してください。

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

# (3) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の変更許可申請

申請フォーム名:(変更)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請

必ず電子申請前に、メール(宛先: morido-shinsei@pref.oita.lg.jp)で申請書類等を 送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください(6頁参照)。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人) の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 申請者の情報 II

1.申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

(「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。 )

 2.規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※第12条第1項の許可→第16条第1項、第30条第1項の許可→第35条第1項

# (4) 工事主の情報

1.工事主の情報を入力してください。 ※代理人に申請を委任していない場合は、申請者=工事主となります。

(5)設計者の情報

1.設計者の情報を入力してください。
 ※資格が必要な工事等の詳細は、盛土規制法運用の手引の「設計者の資格」をご確認ください。

### (6) 工事施行者の情報

- 1.工事施行者の情報を入力してください。 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。
- (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報
  - 土地の所在地及び地番
     ※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。
     ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
     例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
  - 2.代表地点の緯度経度
     ※宅地造成又は特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って 測量し、「度、分、秒」で入力してください。
  - 土地の面積を入力してください。
     ※申請に関する土地の総面積を記入してください。

# (8) 土地利用等の情報

- 地盤面の作成方法を選択してください。
   ※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方選択してください。
- 2.盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。) ※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
- 3. 渓流等への該当の有無について
   ※該当する場合は「あり」を選択してください。
   ※「渓流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

#### (9) 工事の概要等

- 1.盛土又は切土をする土地の面積
   ※手数料の額を算定する面積となります。
- 2. 擁壁について
  - ※11個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄 に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付し てください。
- 3. 崖面崩壊防止施設について
  - ※11個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、 「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊 防止施設の一覧表を添付していください。
- 4. 排水施設について
  - ※11個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の 欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を 添付してください。
- 5.変更の理由 変更許可申請をする理由を記載してください。

# (10) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
ファイル名については、7頁を確認ください。

### (11) 手数料の支払いについて

1.希望する手数料の支払い方法を選択してください。 (支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)

- キャッシュレス払い
   →クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。
- 現金払い(納入通知書)
   ●後日納入通知書を郵送します。
- 2.手数料の支払者を選択してください。⇒支払いを行う者の情報を入力してください。
- 5.手数料の支払者(代理人)の氏名又は名称(2.で「代理人」選択時のみ入力できます。)
   ※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカード で支払ってください。
   ※代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。(当初の許可申請時に委任状 を添付しており、内容に変更がない場合は、再度の添付は不要です。)
- 4. 納入通知書の送付先(1.で「現金払い(納入通知書)選択時のみ入力できます。) →納入通知書の送付先を入力してください。

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

# (4) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請

申請フォーム名:(変更)土石の堆積に関する工事の変更許可申請

必ず電子申請前に、メール(宛先: morido-shinsei@pref.oita.lg.jp)で申請書類等を 送付し、事前協議を行ってから電子申請を行ってください(6頁参照)。

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、 「土石の堆積に関する工事の変更許可 申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入 力を行う場合は、代理人)の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

# (3) 申請者の情報Ⅱ

1.申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

(「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。 )

 規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)

※第12条第1項の許可→第16条第1項、第30条第1項の許可→第35条第1項

# (4) 工事主の情報

1.工事主の情報を入力してください。 ※代理人が申請を行わない場合は、申請者=工事主となります。

# (5) 設計者の情報

1.設計者の情報を入力してください。

# (6) 工事施行者の情報

1.工事施行者の情報を入力してください。 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

### (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

- 1.土地の所在地及び地番
   ※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。
   ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
   例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
- 代表地点の緯度経度を入力してください。
   ※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、
   「度、分、秒」で入力してください。
- 土地の面積
   ※申請に関する土地の総面積を記入してください。

# (8) 工事の目的及び概要

- 1. 土石の堆積を行う土地の面積
   ※手数料の額を算定する面積となります。
- 空地の設置について
   ※11個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、
   図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。
- 3.変更の理由 変更許可申請をする理由を記載してください。

# (9) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、
 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
 ファイル名については、7頁を確認ください。

### (10) 手数料の支払いについて

希望する手数料の支払い方法を選択してください。
 (支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)
 キャッシュレス払い

- イャランユレス払い
   ●クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。
   現金払い(納入通知書)
- ➡後日納入通知書を郵送します。
- 2.手数料の支払者を選択してください。⇒支払いを行う者の情報を入力してください。

 3.手数料の支払者(代理人)の氏名又は名称(2.で「代理人」選択時のみ入力できます。)
 ※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカード で支払ってください。
 ※代理人が支払いをする場合は、委任状の添付が必要です。(当初の許可申請時に委任状を 添付しており、内容に変更がない場合は、再度の添付は不要です。)

4. 納入通知書の送付先(1. で「現金払い(納入通知書)選択時のみ入力できます。) →納入通知書の送付先を入力してください。

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

# (5) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の完了検査申請

申請フォーム名:(完了)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

(2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

#### (3) 申請情報1

 1.規制法条項を入力してください
 (完了検査申請に対応する条項を入力してください。)
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※第12条第1項の許可→第17条第1項、第30条第1項の許可→第36条第1項

# (4) 申請情報2

1. 工事完了年月日 ※完了検査の申請は、工事完了後<u>4日以内</u>に行ってください。

# (5) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (6) 土石の堆積に関する工事の 確認申請

申請フォーム名:(確認)土石の堆積に関する工事の確認申請

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の確認申 請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

(2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地等がある市町村を入力していください。

(3) 申請情報1

 1.規制法条項を入力してください (確認申請に対応する条項を入力してください。)
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※第12条第1項の許可→第17条第4項、第30条第1項の許可→第36条第4項

# (4) 申請情報2

1.工事完了年月日 ※完了確認の申請は、工事完了後<u>4日以内</u>に行ってください。

# (5) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、
 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (7) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の中間検査申請

申請フォーム名:(中間)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事 の中間検査申請」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事 の中間検査申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、 本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 申請情報1

 1.規制法条項を入力してください
 (中間検査申請に対応する条項を入力してください。)
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※第12条第1項の許可→第18条第1項、第30条第1項の許可→第37条第1項

# (4) 申請情報2

- 1.許可番号 ※許可証に記載の許可番号を記載してください。
- 2.許可年月日
   ※許可証に記載の許可年月日を記載してください。

# (5) 中間検査申請情報1

#### 1. 検査実施回数

※今回の中間検査の申請が何回目か入力してください。

- 2.特定工程に係る工事終了年月日 ※中間検査の申請は対象工事の終了から<u>4日以内</u>に行ってください。
- (6) 中間検査申請情報2

#### 1. 中間検査受験履歴

※今回の申請より前に、中間検査を受検した履歴がある場合は、直近のものから 5件まで入力してください。

2.中間検査受験予定 ※今回の申請より後に、別の中間検査の受検予定がある場合は、直近のものから 5件まで入力してください。

# (7) 添付資料

 事前に用意したファイルを添付してください。
 ※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。 ファイル名については、7頁を確認ください。

(8) 手数料の支払いについて

1.希望する手数料の支払い方法を選択してください。 (支払い方法の詳細は8頁「手数料の支払いについて」をご覧ください。)

- キャッシュレス払い
   ●クレジットカード又はペイジーでの支払いをご利用いただけます。
   理会せい(物力) 予知書)
- 現金払い(納入通知書)
   ●後日納入通知書を郵送します。
- 2.手数料の支払者を選択してください。⇒支払いを行う者の情報を入力してください。
- 5.手数料の支払者(代理人)の氏名又は名称(2.で「代理人」選択時のみ入力できます。)
   ※クレジットカードで支払いを行う場合は、申請を行う者の名義のクレジットカード で支払ってください。
   ※代理人が申請する場合は、委任状の添付が必要です。(当初の許可申請時に委任状を 添付しており、内容に変更がない場合は、再度の添付は不要です。)
- 4. 納入通知書の送付先(1. で「現金払い(納入通知書)選択時のみ入力できます。) →納入通知書の送付先を入力してください。

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後、手数料の納付依頼メール又は納入通知書を送付させていただきます。

# (8) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の定期報告

申請フォーム名: (定期)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、 「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告申請窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 届出情報

 1.規制法条項を入力してください
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※第12条第1項の許可→第19条第1項、第30条第1項の許可→第38条第1項

### (4) 工事の概要

- 許可年月日
   ※許可証に記載の許可年月日を記載してください。
- 2.許可番号 ※許可証に記載の許可番号を記載してください。
- 3.前回の報告年月日

※2回目以降の報告の場合のみ、前回の報告年月日を入力してください。 ※2回目以降の定期の報告は、前回の報告から3カ月以内に行ってください。

# (5) 工事の施行状況報告

1.必要事項を入力してください。

# (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (9) 土石の堆積に関する工事の 定期報告

申請フォーム名: (定期) 土石の堆積に関する工事の定期報告

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の定期報告」 に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

# (3) 届出情報

 1.規制法条項を入力してください
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※第12条第1項の許可→第19条第1項、第30条第1項の許可→第38条第1項

# (4) 工事の概要

1. 許可年月日

※許可証に記載の許可年月日を記載してください。

- 許可番号
   ※許可証に記載の許可番号を記載してください。
- 3.前回の報告年月日

※2回目以降の報告の場合のみ、前回の報告年月日を入力してください。 ※2回目以降の定期の報告は、前回の報告から3カ月以内に行ってください。

# (5) 工事の施行状況報告

前回報告時点から除去された土石の土量
 ※該当する土量がゼロ(初回の報告等)の場合は「0」と入力してください。

# (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。



申請フォーム名(21日以内届)宅地造成又は特定盛土等に関する工事届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。申請は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 届出情報

 1.規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※宅地造成等工事規制区域→第21条第1項・特定盛土等規制区域→第40条第1項

# (4) 工事の情報1

1.入力項目に従って入力してください。

(5) 工事の情報2

1.入力項目に従って入力してください。

# (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
ファイル名については、7頁を確認ください。

#### 申請フォームへの入力は終了となります。

# (11) 土石の堆積に関する工事の届出

申請フォーム名(21日以内届)土石の堆積に関する工事届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の届出」 に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、申請フォームに工事主の情報を入力し てください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

### (3) 届出情報

1. 規制法条項を入力してください。

 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※宅地造成等工事規制区域→第21条第1項・特定盛土等規制区域→第40条第1項

# (4) 工事の情報

1.入力項目に従って入力してください。

#### (5) 土石の情報

1.入力項目に従って入力してください。

### (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、
 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (12) 擁壁等に関する工事の届出

申請フォーム名:擁壁等に関する工事届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「擁壁等に関する工事の届出」に必要 な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する擁壁等がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、擁壁等に関する工事の届出窓口は 別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームから ではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 届出情報

 1.規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※宅地造成等工事規制区域→第21条第3項・特定盛土等規制区域→第40条第3項

# (4) 工事の概要

1.入力項目に従って入力してください。

# (5) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (13) 公共施設用地の転用の届出

申請フォーム名:公共施設用地の転用届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「公共施設用地の転用の届出」に 必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する場所の市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、公共施設用地の転用の届出窓口は 別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームから ではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 届出情報

 1. 規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※宅地造成等工事規制区域→第21条第4項・特定盛土等規制区域→第40条第4項

# (4) 転用の情報

1.入力項目に従って入力してください。

# (5) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。 ※最大10件まで添付可能です。 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (14) 特定盛土等に関する工事の届出

申請フォーム名:(特盛区域届出規模)特定盛土等に関する工事の届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「特定盛土等に関する工事の届 出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人)の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

(2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する宅地等がある市町村を入力していください。

- (3) 申請者の情報Ⅱ
  - 1.申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。 (「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。 )

# (4) 工事主の情報

- 1.工事主の情報を入力してください。 ※代理人が申請を行わない場合は、申請者=工事主となります。
- (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

# (6) 工事施行者の情報

1.工事施行者の情報を入力してください。 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

# (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

- 1.土地の所在地及び地番
   ※特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。
   ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
   例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
- 代表地点の緯度経度を入力してください。
   ※特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、
   「度、分、秒」で入力してください。
- 3.土地の面積 ※申請に関する土地の総面積を記入してください。

### (8) 土地利用等の情報

- 1. 地盤面の作成方法を選択してください。 ※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方選択してください。
- 2.盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。) ※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
- 3. 渓流等への該当の有無について
   ※該当する場合は「あり」を選択してください。
   ※「渓流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

### (9) 工事の概要等

- 1. 盛土又は切土をする土地の面積を入力してください。
- 2. 擁壁について
  - ※11個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄 に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付し てください。
- 3. 崖面崩壊防止施設について
  - ※11個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、 「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊 防止施設の一覧表を添付していください。
- 4. 排水施設について
  - ※11個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の 欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を 添付してください。

# (10) 添付書類

1.事前に用意したファイルを添付してください。

 ※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。 ファイル名については、7頁を確認ください。

#### 申請フォームへの入力は終了となります。

# (15) 土石の堆積に関する工事の届出

申請フォーム名: (特盛区域届出規模) 土石の堆積に関する工事の届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「土石の堆積に関する工事の届出」 に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入 力を行う場合は、代理人)の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

(2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

# (3) 申請者の情報Ⅱ

- 1.申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。
- (「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。 )

# (4) 工事主の情報

1.工事主の情報を入力してください。 ※代理人が申請を行わない場合は、申請者=工事主となります。

# (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

# (6) 工事施行者の情報

1.工事施行者の情報を入力してください。 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

### (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

- 1.土地の所在地及び地番
   ※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。
   ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
   例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
- 2.代表地点の緯度経度

※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、 「度、分、秒」で入力してください。

#### 3. 土地の面積

※申請に関する土地の総面積を記入してください。

#### (8) 工事の目的及び概要等

- 1.土石の堆積を行う土地の面積
- 2.空地の設置について ※11個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、 図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。

# (9) 添付書類

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (16) 特定盛土等に関する工事の 変更届出

申請フォーム名:(特盛区域届出規模・変更)特定盛土等に関する工事の変更届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、 「特定盛土等に関する工事の届出」 に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入力を行う場合は、代理人)の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

# (3) 申請者の情報Ⅱ

 申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。
 (「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。)

# (4) 工事主の情報

1.工事主の情報を入力してください。 ※代理人が申請を行わない場合は、申請者=工事主となります。

# (5) 設計者の情報

1. 設計者の情報を入力してください。

# (6) 工事施行者の情報

1.工事施行者の情報を入力してください。 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

# (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

- 1.土地の所在地及び地番
   ※特定盛土等を行う土地の地番を入力してください。
   ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
   例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
- 代表地点の緯度経度を入力してください。
   ※特定盛土等を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、
   「度、分、秒」で入力してください。
- 土地の面積を入力してください。
   ※申請に関する土地の総面積を記入してください。

# (8) 土地利用等の情報

- 1. 地盤面の作成方法を選択してください。 ※盛土及び切土の両方を行う場合は、両方を選択してください。
- 2.盛土のタイプを入力してください。(1.で「盛土」選択時のみ入力できます。) ※実施する盛土のタイプをすべて選択してください。
- 3. 渓流等への該当の有無について
   ※該当する場合は「あり」を選択してください。
   ※「渓流等」については、盛土規制法運用の手引の「用語の定義」をご確認ください。

### (9) 工事の概要等

- 1. 盛土又は切土をする土地の面積
- 2. 擁壁について
  - ※11個以上擁壁を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、「構造」の欄 に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、擁壁の一覧表を添付し てください。
- 3. 崖面崩壊防止施設について
  - ※11個以上崖面崩壊防止施設を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」、 「種類」の欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、崖面崩壊 防止施設の一覧表を添付していください。
- 4.排水施設について
  - ※11個以上排水施設がある場合は、1件目の、「番号」の欄に「99」、「種類」の 欄に「別紙のとおり」と入力し、図面等の書類を添付する際に、排水施設の一覧表を 添付してください。
- 5.変更の理由 変更届出の理由を記載してください。

# (10) 添付書類

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、
 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。

ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (17) 土石の堆積に関する工事の変更届出

申請フォーム名: (特盛区域届出規模・変更)土石の堆積に関する工事の変更届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、 「土石の堆積に関する工事の変更届 出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 申請者の情報

1.申請フォームに申請者(本申請フォームに入力している者。委任を受けた代理人が入 力を行う場合は、代理人)の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

# (3) 申請者の情報Ⅱ

1.申請者が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

(「(1)申請者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。本申請 フォームに入力している者の情報を入力してください。 )

# (4) 工事主の情報

- 1.工事主の情報を入力してください。 ※代理人が申請を行わない場合は、申請者=工事主となります。
- (5) 設計者の情報

1.設計者の情報を入力してください。

# (6) 工事施行者の情報

1.工事施行者の情報を入力してください。 ※施行者が未定の場合は、決定後、工事着手前に届け出てください。

### (7) 土地の所在地及び地番、面積の情報

- 1.土地の所在地及び地番
   ※土石の堆積を行う土地の地番を入力してください。
   ※複数存在する場合は全て記入するか、その他何筆と記載してください。
   例:合計6筆の場合→○○番地 他5筆
- 2.代表地点の緯度経度を入力してください。
   ※土石の堆積を行う土地の代表地点の緯度経度を、世界測地系に従って測量し、
   「度、分、秒」で入力してください。
- 土地の面積
   ※申請に関する土地の総面積を記入してください。

### (8) 工事の目的及び概要等

- 1. 土石の堆積を行う土地の面積
- 空地の設置について
   ※11個以上空地を設置する場合は、1件目の「番号」の欄に「99」と入力し、
   図面等の書類を添付する際に、空地の一覧表を添付してください。
- 変更の理由
   変更届出の理由を記載してください。

# (9) 添付書類

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、
 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (18) 宅地造成等に関する工事の 変更届出

申請フォーム名: (軽微な変更)宅地造成等に関する工事の変更届

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、 「宅地造成等に関する工事の変更届 出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

### (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事 の変更届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申 請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 工事主の情報Ⅱ

1.工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。

(「(1)工事主の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。) 2.規制法条項を入力してください。

 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)

※・第12条第1項の許可→第16条第2項・第30条第1項の許可→第35条第2項

# (4) 工事情報

1. 許可年月日

※許可証に記載の許可年月日を記載してください。

2.許可番号 ※許可証に記載の許可番号を記載してください。

# (5) 変更事項

1.変更する内容等を入力してください。

# (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、
 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (19) 宅地造成等に関する工事の届出の 変更届出

申請フォーム名(21日以内届・変更)宅地造成等に関する工事の届出の変更届出

「宅地造成等に関する工事の届出の変更届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

# (2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する土地がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出の変更届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 工事主の情報 II

- 1.工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。 (「(1)工事主の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。)
- 2.規制法条項を入力してください。
   ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
   ※・宅地造成等工事規制区域→第21条第1項・特定盛土等規制区域→第40条第1項

# (4) 工事情報

1.入力項目に従って入力してください。

# (5) 変更事項

1.変更する事項等を入力してください。

# (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
ファイル名については、7頁を確認ください。

クティル石については、7頁を唯認くたとい。

申請フォームへの入力は終了となります。 修正依頼等を連絡担当者あてにメール・電話をする場合がございます。

# (20) 擁壁等に関する工事の届出の 変更届出

申請フォーム名: (変更) 擁壁等に関する工事の届出の変更届出

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「擁壁等に関する工事の届出の変更 届出」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

(2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する擁壁等がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、擁壁等に関する工事の変更届出窓口は 別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申請フォームからでは なく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 工事主の情報Ⅱ

1.工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。 (「(1)工事主の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。)

 2.規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※・宅地造成等工事規制区域→第21条第3項・特定盛土等規制区域→第40条第3項

# (4) 工事情報

1.入力項目に従って入力してください。

# (5) 変更事項

1.変更する事項等を入力してください。

# (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、
 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
 ※最大10件まで添付可能です。
 ※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。
 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

# (21) 宅地造成等に関する工事の中止 (再開、廃止)届

申請フォーム名:宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届

大分県盛土規制法運用の手引の最新版を参考に、「宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届」に必要な書類をご用意ください。

※以下、一部の項目の入力事項について補足をしています。

# (1) 工事主の情報

1.申請フォームに工事主の情報を入力してください。

※申請内容の確認が必要な際に連絡する場合があります。「申請者の種別」が法人又は 団体の場合は、担当者のメールアドレスや連絡担当者名についても入力してください。

(2) 工事施行場所の確認

1.工事を実施する擁壁等がある市町村を入力していください。

注意:別府市の宅地造成等工事規制区域内における、宅地造成等に関する工事の中止(再開、 廃止)届出窓口は別府市役所都市計画課(0977-21-1471)になります。届出は、本申 請フォームからではなく、別府市役所都市計画課にて行ってください。

# (3) 工事主の情報 II

1.工事主が法人の場合等は代表者等の情報を入力してください。 (「(1)工事主者の情報」で、「法人」又は「団体」選択時のみ入力できます。)

 2.規制法条項を入力してください。
 ※選択する条項は、工事施行場所により決まります。不明な場合は、大分県土木GISで 確認してください。(URL:http://morido-kouhyou.pref.oita.lg.jp)
 ※・宅地造成等工事規制区域→第11条・特定盛土等規制区域→第19条

# (4) 工事情報

1.入力項目に従って入力してください。

(5) 工事の状況

1.工事の進捗状況及び防災措置を記入してください。

# (6) 添付資料

1.事前に用意したファイルを添付してください。

※ファイル形式はPDF形式とします。ただし、zip形式にまとめることも可能ですが、 1ファイルあたり10MBになるように作成してください。
※最大10件まで添付可能です。
※添付するファイルの容量は、合計で100MB以内で準備してください。 ファイル名については、7頁を確認ください。

申請フォームへの入力は終了となります。

申請後

# 申請受付メールについて・・・

申請後、登録メールアドレスに、手続名と申請年月日が記載された、申請を受け付けた旨のメールが届きます。

以下の申請は、県が受理後に、電子受理印を押した申請書の写しを交付物として 申請時に登録したメールアドレスに送付しますので、ダウンロードしてください。

- ・ (21日以内届)宅地造成又は特定盛土等に関する工事届出
- ・ (21日以内届) 土石の堆積に関する工事届出
- ・ (21日以内届・変更) 宅地造成等に関する工事の届出の変更届出
- (変更) 擁壁等に関する工事の届出の変更届出
- 公共施設用地の転用届出
- (特盛区域届出規模)特定盛土等に関する工事の届出
- (特盛区域届出規模)土石の堆積に関する工事の届出
- (特盛区域届出規模・変更)特定盛土等に関する工事の変更届出
- (特盛区域届出規模・変更)土石の堆積に関する工事の変更届出

# 指摘事項・修正がある場合・・・

指摘事項や指摘事項の修正は、メールにてやりとりを行います。 メールは、申請者が個人の場合は申請者、法人又は団体の場合は「連絡担当者名」 に入力されている者へ送信します。 修正指示がある場合は、指示に従ってください。

# 手数料が増額や減額になった場合・・・

手数料支払い後、計画の変更等で手数料が増額または減額になった場合は、 手数料の支払い方法ごとに対応が異なりますので、別途連絡いたします。 ・増額の場合は、追加で手数料支払い依頼メールを送付いたします。 ・減額については、一部返金を行います。

# 審査が終了した場合・・・

審査終了後、交付物として図面等の最終版のファイルを交付します。 申請時に登録したメールアドレスに送付しますので、ダウンロードしてください。

64

審査終了後(届出については受理後)、完了メールが届きます。

許可証等がある場合は、交付物として写しをアップロードします。 原本は、郵送にて申請者あて送付します。

# 問い合わせ先

○盛土規制法関係手続について

市町村名	担当窓口
下記以外	大分県都市・まちづくり推進課盛土対策第二班 〒870-8501 住所:大分市大手町3丁目1番1号 電話:097-506-4695
大分市	大分市開発建築指導課開発指導室 〒870-8504 住所:大分市荷揚町2番31号 電話:097-537-5683
別府市内の宅地造成等工 事規制区域内における、 宅地造成又は特定盛土等	別府市建設部都市計画課都市開発係 〒874-8511 住所:別府市上野口町1番15号 電話:0977-21-1471

○電子申請システムの操作方法等について
 県民向けヘルプデスク (電話番号:097-506-2457)
 対応時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで
 (土日祝日及び12月29日から1月3日は除く)